平成26年度第１回　大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　平成26年８月６日（水）午前10時～11時30分

■場　所　　日本赤十字社大阪府支部３階　３０４会議室

■出席者　　角野委員、桑子委員、松風委員、曽我部委員、園田委員（部会長）、山本委員

（五十音順）

■内　容

事務局　　ただいまから、平成２６年度大阪府青少年健全育成審議会第１回特別部会を開催させていただきます。委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、青少年課長の清水からごあいさつを申し上げます。

青少年課長　　大阪府青少年課長の清水でございます。日ごろから大阪府政、とりわけ青少年行政の推進につきまして、ご支援、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、本日は大変暑い中、お越しいただき重ねてお礼申し上げます。さて、本日のご審議に大いに関わるいわゆる児童ポルノ法が、6月に改正されました。児童ポルノの取得・所持側についても罰則を科す改正は、様々な意見があろうかと存じますが、児童ポルノの流通・拡散防止ひいては児童虐待の防止について、抑制効果が期待されると考えています。

こうした状況を踏まえ、大阪府青少年健全育成条例で規定する「子どもの性的虐待の記録」への新たな対応と併せて、昨今話題になっている危険ドラッグ、脱法ドラッグから危険ドラッグへ名称変更していますが、こういった薬物乱用が横行するなかで、薬物等の使用を助長する図書類等への対応策について最終報告をいただきたいと考えています。本日は、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げ、開会にあたってのあいさつといたします。よろしくお願いします。

事務局　　本日、ご出席の委員は６名中６名の出席をいただいておりますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

本日の配布資料は、次第と配席図、特別部会委員名簿、青少年健全育成条例パンフレット、資料１（青少年を取り巻く有害環境への対応に係る報告書（案））、資料２（「児童ポルノ」と「子どもの性的虐待の記録」の対象範囲）、資料３（「子どもの性的虐待の記録」を取り巻く状況）、資料４（「薬物の使用等を助長する図書類等」を取り巻く状況）並びに参考資料１(大阪府青少年健全育成審議会特別部会の審議状況について（平成25年３月26日中間報告）)、参考資料２（諮問書）、参考資料３（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）をお配りさせていただいております。　資料等は、おそろいでしょうか。

なお、特別部会のメンバーについてですが、予めお知らせさせていただいたとおり、本年６月に任期満了のための委員改選に伴って、お二人の方に新しくお引き受け頂いています。教育分野の野口委員のご後任として関西外国語大学教授の角野委員、児童福祉の山上委員のご後任として社会福祉法人大阪府衛生会情緒障害児短期治療施設希望の杜園長の松風委員にご参加いただいています。　どうぞよろしくお願いします。

　　　　　それでは、次第によりまして議事を進行してまいりたいと存じますが、この後の進行につきましては、園田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

部会長　　はい。皆様方のご協力を得ながら進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

この特別部会では、平成24年10月に青少年健全育成審議会に諮問された青少年を取り巻く有害環境への対応として、「子どもの性的虐待の記録」への新たな対応について及び薬物の使用等を助長する図書類への対応について、平成24年10月から平成25年3月まで6回にわたって審議を行い、その審議状況を平成25年3月に、審議会に中間報告しました。

今回は、改正児童ポルノ法が７月１５日に施行され、これまでの製造・販売等の提供側への規制に加え、いわゆる単純所持についても禁止規定が盛り込まれたことで、この法律との整理を行い、薬物の使用等を助長する図書類等への対応と併せて、最終報告書としてまとめ、審議会に報告を行いたいと考えております。

予め、私の方から事務局にお願いして、資料１として報告書（案）を作成していますが、本日の論点としては、児童ポルノ法改正に伴って、条例39条の「子どもの性的虐待の記録」に関する規制が不要ではないかといった見方も出てくるため、条項を存置すべきかどうか、存置する場合は、児童ポルノ法との住み分けについて整理が必要と考えていますので、その辺りを議論していきたいと考えています。

　　　　　それでは、資料１の「青少年を取り巻く有害環境への対応に係る報告書（案）」について、まず「子どもの性的虐待の記録」の部分について事務局から説明をお願いします。

事務局　　はい。資料１をご覧ください。事務局から簡単に説明させていただきます。まず、１．はじめにとしまして、平成11年に成立した、いわゆる児童ポルノ法では、児童ポルノを見る側の価値判断から定義されているため、児童ポルノに該当しない場合があり、被写体となる子どもの保護の点で不十分な面があった。このため大阪府では、平成23年3月に青少年健全育成条例を改正し、子どもを守るという観点から「子どもの性的虐待の記録」という新たな概念を設けて、製造、販売、所持しない努力義務を設けました。

　しかし、その後も青少年が児童ポルノ事犯等の犯罪被害に遭う事例が跡を絶たず、被害児童数も増加傾向にあり深刻な情勢のなか、国会においては児童ポルノ法の改正案が継続審査となり、新たな対応策が課題となっていた。

薬物の方では、「大阪府薬物濫用の防止に関する条例」が平成24年10月に成立したものの、薬物の使用等を助長する恐れのある図書類については、青少年が府内の書店等を通じて購入できる状況にあるため、これら図書類に対する取扱いを検討する必要があった。

このため、知事は平成24年10月、審議会に青少年を取り巻く有害環境への対応について諮問を行い、それを受けて、審議会は、専門的見地から調査審議するため、特別部会を設置し、6回にわたって検討を重ねてきた。その後、児童ポルノ法改正の動向を注視することとして平成25年3月、それまでの審議の経過を一旦、中間報告として取りまとめた。その後、本年6月に改正された児童ポルノ法との整理を行い、薬物の使用等を助長する図書類等への対応と併せ、報告を行うこととしています。

次に内容についてですが、２ページ目の「子どもの性的虐待の記録」への新たな対応策についてご覧ください。（１）現状のうちの①児童ポルノ事犯による被害児童の状況ですが、全国の児童ポルノ事犯の検挙件数は毎年過去最悪を記録しており、平成22年の1,342件が平成25年は1,644件と増加、被害児童数も平成22年の614人が平成25年は646人と増加しています。

大阪府においても同様で、検挙件数は平成22年の64件が平成25年に104件、被害児童数は平成22年の31人が平成25年に68人と増加しています。

平成25年の全国の児童ポルノ事犯の被害児童の約4割が、抵抗するすべを持たない小学生以下の低年齢児童であり、これらの低年齢児童にかかる児童ポルノは約7割が強姦・強制わいせつの行為によって製造されています。

インターネットとの関連をみると、掲示板サイトやコミュニティサイトを通じて児童買春の被害に遭った際に撮影した事犯など、児童ポルノ事犯の大部分にインターネットが関連しています。

次に②ジュニアアイドル誌の状況ですが、条例改正前と比較すると総じて性表現は抑えられており、子どもの性的虐待の記録として条例に基づき指導・助言したものはない状況です。

次に、（２）児童ポルノ法の改正としまして、児童ポルノの流通に歯止めをかけるために取得・所持側に対して規制すべきとの観点から長年改正の審議がされていた児童ポルノ法が本年6月に改正され、取得・所持側への規制、いわゆる単純所持についても禁止規定が盛り込まれました。

更に、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等については、罰則規定が設けられたほか、盗撮による児童ポルノ製造罪の新設、インターネット上の拡散防止対策としての電気通信役務提供事業者の責務、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する制度の充実及び強化対策が盛り込まれました。施行については、所持等への罰則規定は１年後ですが、その他の項目は７月15日に施行されています。

　　　　　次に、（３）特別部会における検討のうち①児童ポルノ法との整理のなかで、条例制定権の整理についてですが、児童ポルノ法は附則において、法律が規制する行為と重複するものについて条例で規制することを認めていないが、法律が規制していない部分については、地方の実情に応じて別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるため、自治体が独自に条例により規制することは可能であると考えられる。

　　　　　保護法益の整理については、児童ポルノ法の保護法益は、基本的には個人的保護法益ではあるけれども社会的保護法益も二次的法益としてあげられる。一方、青少年健全育成条例の保護法益は、基本的には環境整備という社会的保護法益であるが、「淫行罪」に関する規定などについては個人的保護法益が全面に出る場合がありますので、その意味では両者の保護法益には大きな相違はないとしています。

　　　　　次に、定義の整理についてですが、改正児童ポルノ法では、児童ポルノの定義について、いわゆる三号ポルノに関し、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するものと明確化されたものの、性欲を興奮・刺激という見る側の価値判断については見直しがされておらず、被写体となる子どもにとって性的虐待等が疑われる記録物であっても児童ポルノに該当しない事例は依然として存在する。

一方、青少年健全育成条例の子どもの性的虐待の記録のうち、児童ポルノには該当しないものは、着衣の上からのわいせつ行為を記録した記録物、水着や下着等を着用した状態で陰部・でん部を強調した姿態をとらせた記録物の二つに類型化されます。

　　　　　次に、インターネット対策についてですが、児童ポルノサイトの閲覧を強制遮断するブロッキングをプロバイダ事業者等が自主的に実施する対策を平成23年４月から講じています。これによるブロッキングカバー率は、約80％、携帯回線では約96%となっています。

課題であったブロッキングでは防止できないファイル共有ソフトを介した流通・閲覧については、警察庁が本年4月からソフト利用者に対する保存画像や動画の削除警告を行うなどの取組みを開始しています。これらの取組みにより、インターネット上の児童ポルノは、平成22年をピークに減少傾向にあります。

大阪府におけるインターネット対策としては、国境をも越えるグローバル空間というインターネットの特質上、大阪府だけでシステム上の対策を講じることは現実的ではない。

最後に、（４）まとめですが、これまでの議論のなかで、条例で直罰規定を設けようとする場合には、様々な課題が明らかになりました。一つ目として、運用上の混乱を避けるため、大阪府独自の概念である子どもの性的虐待の記録を放棄して、全国一律に運用されている児童ポルノ法の定義に準拠せざるを得ないこと、二つ目として、一地域の条例で規制を行っても、膨大な流通を抑制する効果は極めて限定的であること、三つ目として府民が取得した記録物の被写体が大阪府内の子どもである可能性も低く、大阪の子どもの保護に資するという観点からも効果が疑問であること等です。

このため、本来は全国統一的な対策を講じるべき問題であり、特別部会としては児童ポルノ法改正の動向を注視してきたところであり、今回、児童ポルノ法が改正されたことに伴い、歯止めがかからなかった児童ポルノの流通・拡散防止に関して、抑制効果が期待されます。

　　　　　児童ポルノの定義の対象とならない子どもの性的虐待の記録に該当する事例に関しては、条例で罰則規定を設けることについては、罪刑法定主義から導かれる刑罰法規の明確性の原則から、処罰対象となる行為を限定し明らかにする必要があり、運用上の混乱を避けるため、慎重にならざるを得ない。

さらに、条例第39条の規定については、被写体となる子どもを幅広く守るという観点から、子どもの性的虐待の記録という概念を打ち立てた経緯に鑑み、現行の規定を存置すべきである。

大阪府は、現行条例の規定に基づき、児童ポルノ法とは異なる観点から構築した子どもの性的虐待の記録を何人も製造、販売、所持しないよう、引き続き普及・啓発に努めるべきである。

また、大阪府で対応可能なインターネット対策としては、受信側の自衛措置を促す取組みを進めることが肝要である。青少年が児童ポルノなどの子どもの性的虐待の記録の被害に遭わないための対策として、有害情報に触れさせないためのフィルタリングサービスの利用促進や情報リテラシー教育の充実など、関係機関と連携した取組みを進めることが大切であるとしています。

資料１の子どもの性的虐待の記録に関する部分の説明は以上となりまして、続いて資料２の説明をさせていただきます。資料２は、児童ポルノと子どもの性的虐待の記録の対象範囲を図示したベン図となります。真ん中の重複部分については、児童ポルノにも子どもの性的虐待の記録にも該当すると思われるものを記載しています。いわゆる１号ポルノと呼ばれるもの、子どもへの性交や性交類似行為を記録したものは条例の1～5号に該当すると思われます。２号ポルノ、子どもの性器等を触る又は触らせる行為で、性欲を興奮・刺激するものについては、条例の1～5号に該当。３号ポルノ、半裸又は全裸で殊更に児童の性器等周辺部を露出、強調されているもので、性欲を興奮・刺激する強制わいせつに該当するものは、条例1,4,5,6,7号に該当すると思われます。

左側の児童ポルノの円については、児童ポルノには該当するが、子どもの性的虐待の記録には該当しないもので、３号ポルノのうち強制わいせつに該当しないが、半裸又は全裸で性器等を露出した画像、例えば風呂場での盗撮写真等が考えられます。

右側の子どもの性的虐待の記録には該当するが、児童ポルノには該当しないものについては、条例１，４，５号のうち、着衣の上からのわいせつ行為を記録したもので、例えば無理やりキスしたり着衣の上から胸をなでまわしたり、子どもの顔面に精液をかけたりした画像が考えられます。他に、条例６，７号のうち、水着、下着等を着用した状態で陰部・でん部を強調した姿態をとらせる記録物も該当すると考えられます。

資料２の下欄には児童ポルノ法の児童ポルノの定義と条例の子どもの性的虐待の記録の定義を記載しております。

資料３については、いま説明させていただいた資料１の概要や関係統計の数値をまとめたものですので、説明の方は省略させていただきます。

部会長　　ありがとうございます。では順番に議論していきたいと思いますが、その前提としてこの部分について何かご質問があるようでしたら、お聞かせいただきたいと思います。

委員　　　条例第39条の第６号、７号の強調した姿態をとらせる行為というのは、誰が誰に対してとらせるのですか。

事務局　　例えば、事業者や保護者が子どもに陰部やでん部を強調したポーズをとらせることを想定しています。

委員　　　ポーズをさせるということですね。わかりました。

部会長　　今回、児童ポルノ法が改正されて、いわゆる３号ポルノの定義についても殊更に児童の性的な部位が露出され又は強調されているものと、明確化したわけですが、それでも府条例の子どもの性的虐待の記録と完全には一致しないのです。問題は児童ポルノ法の改正を受けて、単純所持も処罰されるということですので、府条例の第39条をそのまま存置すべきであるのか、或いは不要になるのか、そのあたりを議論していきたいと思います。

　　　　　児童ポルノ法について、何かご質問等ありますか。

委員　　　現行府条例の第39条について、第１項の努力義務の主体は事業者及び保護者と限定されており、また行為についても製造、販売と限定されており、無償提供などは含まれていません。主体と行為について一定限定されているが、その趣旨を教えて頂きたい。つまり、努力義務ということで条文を存置するとした場合、もう少し幅広に条例を考えるという選択肢もあり得ると思い、質問しています。

　　　　　条例の第３章は、青少年の健全な成長を阻害する行為の禁止等ということで青少年を守るという個人的保護法益が強い部分であり、34条からは主体を「何人も」としているのに、39条だけ事業者及び保護者としているのは、その当時の立法趣旨があったかと思います。

事務局　　当時の立法事実としては、府内の書店調査を一斉に行いまして、ジュニアアイドル誌と呼ばれる子どもを性的な被写体とした雑誌や写真集、ＤＶＤが多く扱われている実態に対して、何か対策が必要ということがありまして、広く主体を「何人も」にするのではなく、事業者や保護者に限定して規制を盛り込んだという経緯があったかと思います。

委員　　　事業者というのは、具体的には出版社ですか。

事務局　　出版社やモデル撮影スタジオ等を想定しています。その当時は少女撮影会とよばれるものが問題となっていた頃だったと記憶していますので、主体を限定して規制を盛り込んだと思います。

委員　　　主体を事業者だけに絞っていたら限定しすぎの感があるが、保護者も主体となっているので、「何人も」とそう変わらないのではないですか。

委員　　　ＳＮＳなどのコミュニケーションサイトで出会って、個人的にやり取りをするなかで記録物を製造した場合は、主体が個人だから39条の努力義務の対象にはならないという事になりますが、その点は問題ではないですか。

部会長　　その点については、第２項で所持自体を「何人も」に対して努力義務を課してますから、これでカバーできるという趣旨でしょう。先ほどのご意見の行為に関する部分、製造、販売に加えて無償提供も含めたらどうかという趣旨でしょうか。

委員　　　そうですが、先ほどの事業者及び保護者に限定された経緯をお聞きしますと、製造、販売に限定する形にならざるを得ないと思います。

部会長　　そうですね。児童ポルノ法は販売という概念ではなく提供という概念ですが、条例の場合は主体が事業者及び保護者なので無償提供というケースはあまり想定できません。販売に限定するのは問題ないと思います。第２項で「何人も所持しないよう努めなければならない」というのがあるので、無償提供する場合もその前提として「所持」している訳ですから、この形のままで問題ないと思いますが、いかがでしょうか。

委員　　　　ただ、ターゲットとなる子どもの範囲を考えると、撮影会に保護者に連れて行かれる子どもが存在するのは事実で、それだけではなくてLINE等で知り合って、裸の写真を撮らせて送らせるということも大変多く見受けられることを考えると、そもそも子どもの保護の為にこの条文を設けたのに処罰規定を設けないということがはっきりした以上、この条文を保持していく目的は何かといったことを考えた時に、今の現状に対応できるような努力義務の形にした方がより効果的になると思います。

部会長　　　はい。それらの議論はこの条文を設けた際や２年前に諮問を受けた際の特別部会でかなり議論しました。対象を広げ過ぎると、非常にあいまいになる部分があるということで、対象を「性的虐待の記録」というものに限定しました。そういった意味で考えると自ら撮った裸の写真等は虐待にはあたらないので対象にはならない。

委員　　　　見る側の視点ではなく撮られる側の視点で子どもの保護を考えた時に虐待という概念が持ち込まれたという意味を考えた時に、虐待という形以外の状態もあるのではないかと思います。

部会長　　　お話された事例については、児童ポルノ法で処罰可能です。法律でカバーできている部分については条例で規制を設けたとしても無効になります。府条例では、児童ポルノ法で漏れ落ちる部分についても子どもにとって性的虐待にあたるという部分にのみ、網を被せていきましょうというのがそもそもの条例の趣旨になります。

委員　　　　条文の性的虐待の記録で規定されている行為と児童虐待防止法でいう虐待と必ずしも一致しないということですね。

部会長　　39条の性的虐待の主体は事業者、保護者に限らないです。例えば第三者が性的虐待の行為を行っているところを事業者や保護者が記録物として製造、販売しないように規制しているわけで虐待の主体は事業者や保護者には限っていません。

　　　　　条例の立てつけとしては、第２項の方が一般法で第１項が特別法ということになりますね。広く何人も子どもの性的虐待の記録を所持してはいけないという一般法が、まずあって、そのうち、特に事業者や保護者は製造、販売してはいけないという関係性になっています。

　　　　　　そもそも問題となっていたのは、児童ポルノ法の１号、２号、３号ポルノに該当しない画像でも規制しないといけない画像があるのではないかという点が出発点だったんです。実際の裁判では６歳の女の子に対する強制わいせつを記録した画像があって、無理やり抱きしめられている画像や顔に精液をかけられている画像が結構あるにも関わらず児童ポルノ法では該当しないために何とかならないかという問題意識が出発点になります。児童ポルノ法では「性欲を興奮・刺激」という要件があるので、例えば１歳や２歳に対する強制わいせつの事件は現実として存在するが、そういう画像については警察も児童ポルノとして立件できていない訳です。あまりにも年齢が低いという事で。だから、そういうもれおちる画像についてカバーしていこうというのがそもそもの条例の趣旨になります。

委員　　　　事業者についての定義はないですね。出版社やスタジオ等以外の事業者が子どもの性的虐待の記録を製造、販売した場合は対象になるのですか。

事務局　　　あくまでも性的虐待の記録に関する事業者となりますので、他の業務の事業者が製造した場合は対象にならないと考えられます。

委員　　　　それは、規定の仕方としては若干不適切な気がします。努力義務とはいえ、事業者の説明がいるのではないですか。

部会長　　　保護者については第４条に定義がありますが、事業者についてはないですから、確かに丁寧に説明した方がいいかもしれないです。

事務局　　　おそらく特定しにくい業界のため、適当な文言がなくこういった表現になったかと思いますが、当時の趣旨を確認します。

部会長　　　もともとの今回の諮問内容というのが、条例第39条の努力義務規定に罰則を科すことができるのかというものでしたが、今回の報告書案では子どもの性的虐待の記録に罰則を設けることについては罪刑法定主義の明確性の原則から問題があるということと法律が改正されて単純所持についても処罰化されるということがあったので、今回は条例の罰則化は不要であるという報告書の趣旨についてはいかがでしょうか。

委員　　　　報告書の５ページのまとめの部分ですが、子どもの性的虐待の記録を何人も製造、販売、所持しないよう、引き続き普及・啓発に努めるべきとありますが、製造、販売については何人もに対して規制していませんので不要ではないですか。条例第41条の表現でいいと思います。

部会長　　　そうですね。製造、販売は不要でよいですね。

余談ですが、今回の児童ポルノ法改正に関して賛否両論様々なところで議論がされた訳ですが、大阪府条例の第39条の部分は結構引用されていました。大阪府はこんな主張をしているということで結構評判がよいと感じました。府条例の在り方について評価している人が多くいると思います。

　他にいかがですか。報告書の細かい言い回し等は後ほどでも事務局に伝えてもらえばよいと思いますが、大きな方向性として39条の努力義務規定をそのまま存置して処罰規定は置かないという考え方について他にご意見ございませんか。

委員　　　　異論ございません。賛成でございます。

委員　　　　39条の罰則規定の設定にかかる困難さや課題等は理解していますので、報告書の方向性については賛成です。

部会長　　　努力義務規定のままでも宣言的な意味というのは、結構インパクトがあると思います。あちこちで大阪府条例の39条が引用されているのを聞きますので、インパクトのある条項になっていると思います。

　　　　　　それでは、「子どもの性的虐待の記録への新たな対応については、ご承認いただいたということにさせていただきたいと思います。また後程でも気づいた点などございましたら直接事務局にお願いしたいと思います。事務局はそれらのご意見をまとめて修正案として持ち回りで各委員に確認のうえ確定したいと思います。この部分についてどうも有難うございました。

それでは次に薬物の使用等を助長する図書類等への対応策について、議論してきたいと思います。事務局から資料１の説明をお願いします。

事務局　　　薬物の使用等を助長する図書類等への対応策について説明させていただきます。まず、（１）危険ドラッグをとりまく府内の状況ですが、平成23年に病院搬送された人数は24人だったのが、平成25年には10人で減少しております。

また、府内の危険ドラッグ販売店は平成24年3月末の73店舗をピークに平成26年6月末には40店舗で減少しております。

　　　　　　次に（２）危険ドラッグ対策の状況ですが、大阪府では、薬物の濫用を防止するために、平成24年12月に施行しました「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」があります。

薬事法が平成25年12月に一部改正し、指定薬物の製造、販売等に加え、医療等の用途以外の目的で指定薬物を所持・購入等の行為について罰則化しましたが、この改正に伴い、大阪府の条例も平成26年4月に知事指定薬物について、所持を禁止し、罰則を強化することにしました。

また、国においても薬事法に規定する指定薬物を包括指定する省令を平成25年3月に施行しています。これにより、平成26年7月末現在、指定薬物数は1,379物質となり、大幅に増加しております。新聞の情報では8月には1,400物質になるとのことです。

　　　　　　次に（３）薬物の使用等を助長する図書類の状況ですが、薬物を摂取した場合の効用や薬物の吸引方法、薬物の栽培方法等を解説する図書が販売されております。このような図書で他都府県が指定した43冊の図書について、府内の大型書店等を中心に30店舗で陳列販売の状況を調査したところ、平成24年12月、6店舗で11冊、平成25年12月、4店舗で11冊を確認しました。また、これら書店からの聞き取りによると青少年による購買実績はほとんどないことが確認されました。

次に、（４）特別部会における検討状況ですが、まず①有害図書指定の必要性について　　　　　特別部会で議論を深めていただきました。まず、指定の必要性を議論するにあたり、過去の審議会での指定状況や検討内容等を確認しました。その結果、当該図書が著しく犯罪を誘発するとまでの因果関係が見受けられない等の理由から指定に至った実績はないとのことでした。

　　　　　　また、有害図書指定は、理論的には18歳未満の者に対する情報取得についての規制ではありますが、実際上は18歳以上に対しても影響を及ぼす恐れが高いことから、結果的に表現の自由を広く制約する懸念もある。それから、表現の自由と青少年保護を比較衡量し判断するのが青少年健全育成条例の考え方であり、有害な記載が少しでもあれば指定するということではなく、犯罪を著しく誘発するおそれや青少年が犯罪の方法を模倣するおそれが非常に高いという限定を加えています。

従って、青少年に閲覧させない措置の必要性が高くないのであれば、むやみに有害図書指定することによって表現規制をするべきではないとのことです。

また、各委員からも、青少年は図書よりも仲間から誘われたりインターネットで情報を入手する事例がほとんどであり、また、図書を読んだことで薬物濫用等の犯罪に手を染めるという事実も確認されていない等の意見が出されております。

以上のことから、今回、議論の対象となっている図書については、青少年がほとんど購入していないということ及び犯罪誘発と図書との因果関係が不明なこと、危険ドラッグ自体に対する規制の強化等の実態を踏まえると、有害図書指定する必要性は低いと考えられる。

　　　　　　次に、②インターネット対策については、インターネット・ホットラインセンター（ＩＨＣ）に対し通報のあった違法情報では、平成23年から平成25年にかけて大幅に減少しています。

　　　　　　次に、（５）まとめですが、青少年の購買実績がほとんどなく、図書に触発され薬物を使用したという事例も確認されていないという実態を踏まえると、現時点では薬物の使用等を助長する図書類を有害図書指定し、憲法上保障されるべき表現の自由を制約することは適当ではないのではないか。

ただ、危険ドラッグの使用が原因と見られる事故が全国で多発していると新聞でも多々掲載されており、国では、実態把握の徹底と啓発強化、指定薬物の迅速な指定と犯罪取締りの徹底、規制のあり方の見直しを柱とする緊急対策を実施し、乱用根絶を目指すとしています。

また、大阪府では、青少年にとどまらず薬物の乱用を防止するため、国・府・市等関係機関で大阪府麻薬覚せい剤等対策本部を組織し、啓発対策、依存症者対策、取締対策を進めているところです。

青少年についても、興味本位で危険ドラッグに手を出す可能性は否定できないことから、府民全般に対するこれら薬物の心身に及ぼす影響を正しく理解させる取組み等を通じて、今後一層、青少年を薬物に近づけない取組みが重要であること、また、青少年に危険ドラッグを使用させないため、インターネット対策として、フィルタリングサービスの利用促進や情報リテラシー教育の充実などについても、関係機関と連携して取り組まれたいとのことです。以上で説明を終わらせていただきます。

部会長　　　ありがとうございます。薬物対策・危険ドラッグの問題についてご説明いただきました。

ご意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

委員　　　　７ページには、「４店舗で11冊を確認した。これらの書店からの聞き取りによると、青少年による購買実績はほとんどない」と記載されているが、あやふやな情報としてとってしまうのですが大丈夫でしょうか。

事務局　　　実際に店舗に行って、店員に確認しましたところ、このようなものは、マニアックな本で青少年に限らず購入者がかなり少なく販売数もかなり少ない。実際に青少年が買っているのか聞いた結果です。

委員　　　それでは、わからないのではないでしょうか。

事務局　　とくに年齢については確認できない。見かけでの聞き取り調査になります。

委員　　　不確かだなとの印象を受けました。

委員　　　　７ページに「青少年は図書よりも仲間から誘われたりインターネットで情報を入手する事例がほとんど」との記載がある。確かにそのように思いますが、インターネットで入手した場合には図書を複写したものが多数掲載されている可能性もあるので、ほとんどがインターネットだからということで、青少年がほとんど図書を購入していないということにつながるというのも不確かではないかとの印象を受けます。

　　　　　　関関同立の学生を対象に薬物購入する手立てはどれくらいかといったアンケートがあって、4割から5割が入手できると新聞報道であった。それがインターネットかどうかわからない。結構蔓延しているのだろうなと不安があってこの記載が気になりました。

事務局　　　ここも統計データがあるわけではありません。これまで6回開催した特別部会での議論の中で委員のお話をお聞きしたことを記載させていただいています。

部会長　　　ここでの問題は、薬物を紹介したり、使用方法を解説した書物の規制であり、書物とドラッグの使用自体の因果関係も不明です。このようなあやふやな情報に基づいて表現規制をしてもよいのかどうかということです。確かに、先ほど委員が言われたように蔓延の実態もあるし、インターネットでは、本を複写してそのまま掲載しているものもあると思いますが、現実に本を読んで薬物を購入する子どもがいるかどうか、本と薬物事犯の因果関係、そういうものを基に規制をすべきかどうかがこの審議会の内容です。ただ、報告書の表現は、少し断定的すぎるので、もう少しやわらかい表現にしたほうが良いでしょう。

委員　　　　7ページの2行目で、４店舗で11冊確認したと掲載されているが、11種類という意味ではないのですか。

事務局　　　11種類です。30店舗調査に行って、陳列していたのは4店舗です。同じ本を置いている店舗もあったので、4店舗で11種類販売されていたことになります。

部会長　　11冊という表現はおかしい。11種類にするほうがよいでしょう。

部会長　　それから、危険ドラッグの説明がいるのではないでしょうか。諮問の時は違法ドラッグだったので、「はじめに」のところで危険ドラッグの説明を記載してはどうですか。

結論は、危険ドラッグについて紹介している図書やその吸引方法を解説する図書等について

は有害図書として指定するまではないということが当部会の意見ですがどうですか。

委員　　　部会の議論として異論はありません。

部会長　　全体として、この報告書案は、特別部会で了解するということでよろしいでしょうか。

全委員　　よろしいです。

部会長　　細かい表現等、後でお気づきの点がありましたら事務局にご連絡いただいて、持ち回りで

　　　　審議することにしたいと思います。

部会長　　ありがとうございました。

部会長　　本日の議事については、全て終了しましたので事務局に返したいと思います。

司会　　　園田部会長どうもありがとうございました。委員の皆様には長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。それでは、これをもちまして、特別部会を終了します。なお、本日の審議を踏まえた最終報告を行っていただく審議会総会は、8月27日10時から開催予定といたしております。